

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響のため 子育て世帯を支援します

ID① 1027172 ② 1027477

問①こども福祉課 ☎ 660 - 8501 【住所不要】 ☎ 6489 - 6272 FAX 6482 - 3781

②地域産業課 ☎ 6430 - 9750 FAX 6430 - 7655

①子育て世帯への臨時特別給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため一時金を支給します。

◆支給額 子ども1人当たり10万円。

対①令和3年9月分の児童手当支給対象※となる子ども

②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日～18年4月1日生まれの子どもを養育し、所得が児童手当の所得制限限度額未満③令和3年9月1日～4年3月31日に生まれた児童手当支給対象※の子ども——の保護者（①振込日は令和3年12月27日③児童手当支給決定後に通知を送付します）申①③原則不要②3月18日（必着）までに所定の用紙を郵送か直接こども福祉課。

※ 特例給付を除く

②所得制限を超えた子育て世帯へあま咲きコインを付与

市独自の取り組みとして、所得制限により①の対象とならない子育て世帯に対して電子地域通貨「あま咲きコイン」(ID 1024632)を付与します。同コインは、専用アプリ・カードを利用して、市内取扱加盟店 (ID 1025048) で1ポイント1円として利用できるキャッシュレス決済サービスです。

◆付与額 子ども1人当たり5万円相当分の同コイン。

対市内在住の平成15年4月2日～令和4年3月31日に生まれた子どもの保護者（①の対象者を除く）。

詳細については、決まり次第、市のホームページなどでお知らせします。